

議案第51号

大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定する。

令和3年6月14日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例の一部を改正する条例

大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例（平成17年条例第60号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田原市公共設置型浄化槽の管理に関する条例

第1条中「設置する」を「設置した」に、「維持管理等」を「維持管理」に改める。

第2条第2号中「設置する」を「設置した」に改め、同条第4号を削り、同条第5号中「この条例の規定により設置された」を削り、同号を同条第4号とし、同条第6号を同条第5号とする。

第3条から第9条までを削る。

第10条の見出し中「の実施」を削り、同条中「新設等」を「増設等」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第3条とする。

2 排水設備工事を行った者は、当該排水設備工事が完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て検査を受けなければならない。

第11条を第4条とする。

第12条の見出し中「使用開始等」を「使用休止等」に改め、同条中「開始し、休止し」を「休止し」に、「現に休止している」を「その」に、「届けなければならない」を「届け出なければならない」に改め、同条を第5条とする。

第13条第2項中「別表第2」を「別表」に改め、同条第3項中「開始し、休止し」を「休止し」に、「現に休止している」を「その」に改め、同条を第6条とする。

第14条を第7条とし、第15条を第8条とし、第16条を第9条とする。

第17条中「住宅所有者」を「住宅の所有者（以下「住宅所有者」という。）」に、「設置及び維持管理等」を「管理」に改め、同条を第10条とする。

第18条を第11条とする。

第19条第1項中「設置及び管理」を「の管理」に改め、同条を第12条とする。

第20条第2項中「管理者に届けなければならない」を「速やかにその旨を管理者に届け出なければならない」に改め、同条を第13条とする。

第21条を第14条とし、第22条を第15条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「第13条」を「第6条」に改め、同表を別表とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大田原市公共設置型浄化槽の管理等に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づき設置された戸別処理浄化槽に

係る旧条例第6条第2項の規定による排水設備の設置、旧条例第10条の規定による排水設備等の新設の工事の実施、旧条例第12条の規定による使用開始の届出及び旧条例第13条第3項の規定による月の中途において使用を開始したときの使用料の徴収については、なお従前の例による。